下水道事業受益者負担金の賦課徴収区域が拡大されます

市では、都市基盤の整備として、平成３年度から公共下水道工事に着手し、平成28年3月31日使用開始区域を含め約478haの区域で下水道が使用できるようになりました。今年度も新たな対象区域を４月１日付で公告し、「受益者負担金」を賦課します。なお、使用できる区域・時期（供用開始区域・時期）については、整備の進み具合により広報などでお知らせします。賦課対象区域は図のとおりです。

神明町二・三丁目の一部

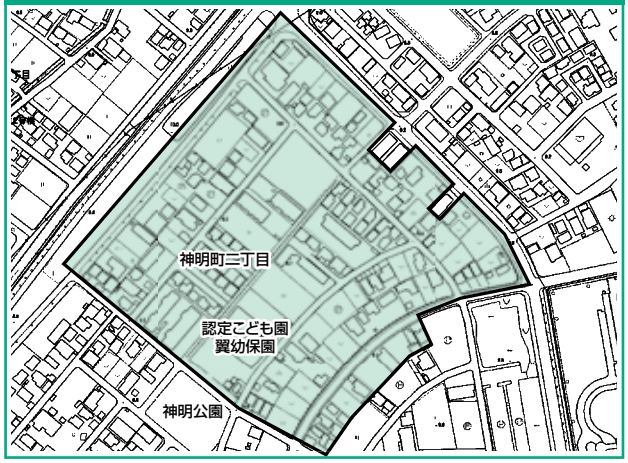

稗田町二・五丁目の一部

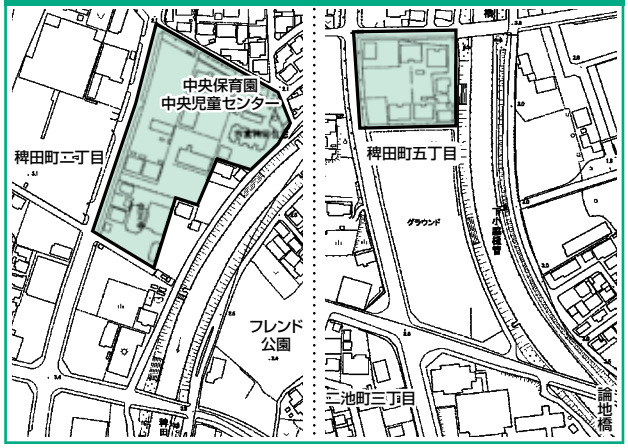

論地町一・二・五丁目の一部

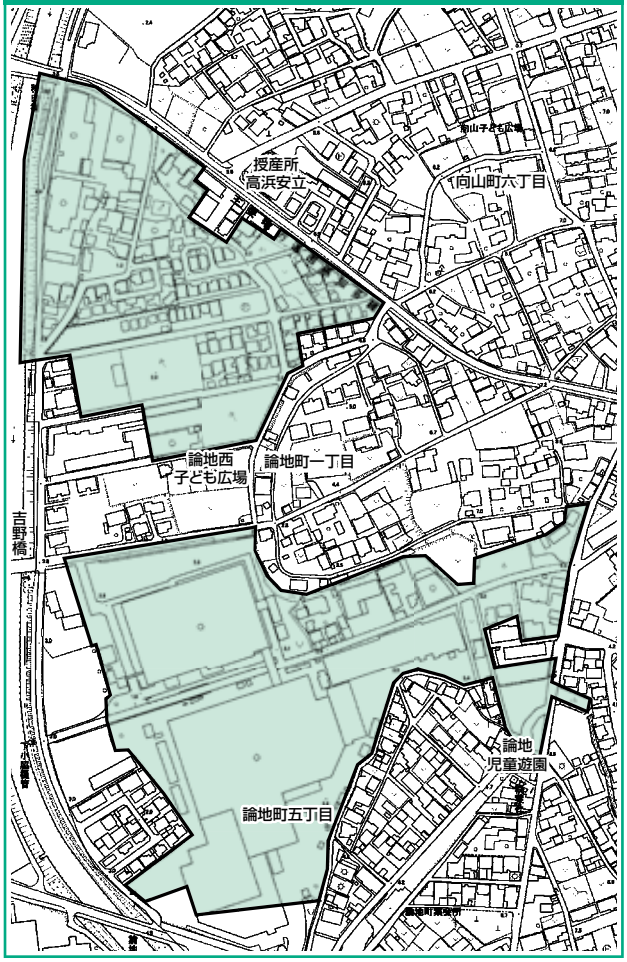

負担金を納めていただく方

賦課対象区域内に土地を所有している方

※その土地に地上権、質権、または使用貸借もしくは賃貸借による権利がある場合は、その権利者が受益者となる場合もあります。

対象となる土地

賦課対象区域内（下水道整備区域内）にある宅地、雑種地、田畑などすべての土地

※負担金は毎年賦課されるものではなく、その土地に対して一度かぎりのものです。

負担金の額、納付方法

土地の面積（公簿面積）１平方メートルあたり**350円**

※平成28年度に負担金を決定した区域は、本年９月より負担金を賦課します。納付方法には、年２回払いの５年分割納付と一括納付の２通りがあり、一括納付の場合は、前納報奨金（一定の割合で減額、限度額は最高25万円）が交付されます。一括納付の対象となるのは、第１期の納付期限までです。

負担金の徴収猶予、減免

申請により負担金の徴収猶予、減免が受けられる場合があります。詳しくは、問い合わせてください。

説明会の開催、申告書の送付

受益者負担金制度と納付までの手続きを理解していただくための説明会を６月下旬ごろ（予定）に開催します。対象となる土地所有者に、直接案内および受益者申告書を送付します。

受益者負担金とは

下水道を整備するには多額の費用が必要です。道路や公園などのように、だれもが利用できる施設と違い、下水道のように特定の方だけが利用できる施設の建設費を税のみでまかなうと、利益を受けない方にも同じ負担をしていただくことになり、公平性を欠くことになります。そこで、下水道の整備により利益を受ける方に建設費の一部を負担していただくのが受益者負担金です。

納付までの流れ

６月下旬（予定）	関係者への説明会および受益者申告書の送付
７月中旬（予定）	申告書を市へ提出
８月中旬	負担金決定通知書の送付
８月下旬	納入通知書の送付（口座振替の方を除く。）
９月末日までに	取扱金融機関にて納付 （口座振替は納期末日に引き落とし）